社援発0201第8号 令和3年2月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業実施要綱」を定め、令和3年1月28日から適用することとしたので通知する。 ついては、貴管内市町村、その他関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段の御配慮をお願いする。

別 紙

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事業実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる生活や住まい等に関する支援について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応した自殺防止対策事業

(i)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、 自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、対面相談、電話相談、SNSによる相談、人材の育成、 普及啓発及び自死遺族や自殺未遂者に対する取り組みへの支援を実施すること により、自殺を未然に防ぐことを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村(特別区を含む。以下同じ。) に対して補助することにより、市町村に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市町村が適当と認める民間団体に、都道府県及び市町村が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

(ア) 対面相談

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、 経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因 となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支 援を実施する。

(イ) 電話・SNS相談

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNS等の相談窓口を設置 し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原 因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談 支援を実施する。

(ウ) 人材養成

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持ち、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

(エ) 普及啓発

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解 が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。

(オ) 自死遺族・自殺未遂者支援

自殺で親族等を亡くした遺族等に対して、遺族等の自助グループ等の地域に おける活動支援や遺族等への相談支援や自死遺児への支援を実施する。また、 自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であることを踏まえ、このような方々が 再度自殺を企図することを防止するために、地域において自殺未遂者への支援 を実施する。

(iv) 実施上の留意点

都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付(これに準ずるものを含む。)を 行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業は、新型コロナウイルス感染症に対 応した自殺防止対策事業の交付対象とならない。

(2) 保護施設等の衛生管理体制確保支援事業

(i)目的

本事業は、保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助することを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市(特別区を含む。)及び福祉事務 所を設置する町村(以下、本項目では「都道府県等」という。)に対して補助す ることにより、都道府県等に本事業を実施させることができる。 また、都道府県等は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

①衛生用品等の緊急調達事業

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーテーションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

②衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒 の実施に必要な費用について補助する。

- ③入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業 感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡る よう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。
- ④無料低額宿泊所の入所者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業 主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的 な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。
- ⑤事業継続に向けた各種取組支援事業

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

(3) 保護決定等体制強化事業

(i)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図ることを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以下、本項目では「都道府県等」という。)に対して補助することにより、都道府県等に本事業を実施させることができる。

また、都道府県等は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することがで

きる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

新型コロナウイルス感染拡大等による生活保護の相談や申請の増加に対応するため、生活保護の専門的知識を有する面接相談や保護の決定に関する事務処理の補助、その後の就労支援等による自立支援などの事務に従事する非常勤職員の雇い上げに必要な経費を補助する。

(iv) 実施上の留意点

ア 面接相談業務に従事する非常勤職員については、生活保護などに関して「専門的知識を有する者」でなければならない。

また、補助対象は、面接相談業務に従事した日数・時間のみを対象とし、面接相談業務の外部への委託については補助対象としない。

イ 警察との連携体制の構築や暴力団情報等に関する情報交換、暴力団員による 不正受給などの悪質な事案に対する対応等のために職員を配置する取組につ いては、補助対象としない。

(4) 生活困窮者自立支援の機能強化事業

(i)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が求められる中、特に、対象拡大を行った住居確保給付金への対応、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電話やSNS・メール等による遠隔相談のための設備への対応、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた各施策との連携強化などの課題について、自立相談支援機関の人員体制や環境の整備を行い自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進することで、現下の情勢における必要な支援を実施する。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市(特別区を含む。)及び福祉事務 所を設置する町村(以下、本項目では「都道府県等」という。)に対して補助する ことにより、都道府県等に本事業を実施させることができる。

また、都道府県等は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこ

ととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

ア 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による 自立相談支援体制の強化

既に自立相談支援機関に配置されている主任相談支援員、相談支援員、就労支援員等とは別途、相談員等を加配すること等により自立相談支援体制を強化する。なお、自立相談支援機関と連携して業務を行う場合には、市区町村社会福祉協議会等の地域の関係機関や子どもの学習支援会場といった自立相談支援機関以外への配置も可能である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、自立相談支援の電話回線の増設、専用メールアドレスの創設、専用 SNS の開設、貸与用タブレット・モバイル Wi-Fi の購入などにより、非対面型かつアクセスしやすい相談体制を強化する。

イ 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等 を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた 人材育成

自立相談支援機関等で、以下に例示する補助業務を行う職員を配置する。また、当該職員に対する職場内訓練等の人材育成を行う。

- (ア) 緊急小口資金等の特例貸付、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 等の新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談・申込にサポート が必要な方を補助する。
- (イ)窓口にきた生活困窮者に対して支援メニューを紹介する。(相談支援が 必要な方は、相談支援員や専門機関・制度等につなぐ。)
- (ウ) 生活にお困りの方や地域で孤立しがちな方に対して、訪問や電話による やりとりを通じて、困りごとの状況を聞き取る。(つながりが弱い方は、地 域の通いの場やサロン等につなぐ)
- ウ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体 制の強化

支給対象が拡大された住居確保給付金について、滞りなく申請処理を行えるよう、事務職員を配置するなどして、事務処理体制を強化する。

エ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者 自立支援の実施

外国籍の方への支援を強化するため、多言語音声翻訳機器の購入や通訳の配置、各種案内・資料の外国語翻訳等を行う。

オ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化 既に配置されている家計改善支援員等とは別途、相談員等を加配すること等 により家計改善支援体制を強化する。

カ 自治体の商工部門等と連携した就労支援

自治体内部の商工部門等と連携し、新型コロナウイルス感染症下でも地域で 人手不足である分野(スーパー等の小売業、運輸、農業等)に対応した積極的 な就労訓練・就労体験先の開拓の実施や、個人事業主の方への営業先の開拓・ 調整、新しい事業の起業支援等を行う。

- キ 就労準備支援事業等(本項においては、被保護者就労支援事業及び被保護者 就労準備支援等事業を含む。)において、オンライン等で実施する支援メニュ ーの開発支援、機器整備。また、E ラーニング教材の作成や研修等を通じた支 援の強化
 - (ア) オンライン等で実施する就労支援メニューの開発支援や貸出用タブレット・モバイル Wi-Fi の購入等通信機器の購入による就労支援環境の整備を行う。
 - (イ)職場や様々な行政サービス等日常生活のオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな方が取り残されることがないよう、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援を行う。
- ク 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化

ハローワーク等との連携による一般就労が難しい者については、身近な地域における中間的就労の活用が有効であることから、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓。円滑な利用が図られるよう就労体験先等の初回利用の際に同行や企業側との調整を行う。

ケ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タ ブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオン ライン相談の実施等

子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、事業者におけるインターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作製等による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等を行う。

- コ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネート機能を担う職員の加配による支援の強化
 - (ア)子どもの学習・生活支援事業 例えば、以下のような役割を果たす職員を配置する。
 - 学習や生活状況に心配がある子どもについて、情報共有の場を定期的

に設けるなど学校や庁内教育部局等と連携して、保護者が抱える問題を 含めた情報の共有や子どもの支援体制について適切な役割分担の調整 等を行う。

○ 支援の場と子ども食堂やフードバンク、大学・企業など新たな地域資源とのコーディネートを行う。

(イ) 一時生活支援事業

自立相談支援機関への相談、アウトリーチを契機として、住まいが不安 定な方を早期発見し、生活困窮者自立支援部局と住宅部局、民間の支援団 体、不動産関連会社、居住支援法人等を横断的にコーディネートし、住ま いの確保に配慮が必要な方に住宅を紹介することができる不動産業者・ア パート等の開拓等安定した暮らしを支援するための職員を配置する。

- サ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化 ホームレスや終夜営業店舗等で寝泊まりする不安定居住者に対する巡回相 談の実施のための支援員の配置又は加配等によるアウトリーチ支援の強化。
- シ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
 - 一時生活支援事業における居所確保の強化のために実施するホテルやアパート等の追加借り上げによる宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。
- ス 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化 県内全域又は県内の複数の自治体が共同して一時生活支援事業を実施する 場合に初期費用として要する生活困窮者一時宿泊施設の修繕費、備品購入費、 共同実施自治体や関係団体間で行う事務連絡経費、連絡調整員の配置等。
- セ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施 ア〜スの他、自立相談支援等の機能強化を目的とし、各自治体がそれぞれの 課題を踏まえた創意工夫に基づいた事業実施が可能である。
- (5) ひきこもり当事者等によるSNS等を活用したひきこもり支援充実事業

(i)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のなか、ひきこもり状態にある本人やその家族が、支援機関を安心して利用し、それぞれの状況に応じた支援を受けられるよう、市区町村等において、ひきこもり当事者(ピアサポーター)等によるSNSやビデオ通話等を活用した支援を実施することを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村(特別区を含む。以下同じ。)

に対して補助することにより、市町村に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市町村が適当と認める民間団体に、事業の全部若しくは一部を委託し、又は補助することにより本事業を実施することができる。

(iii) 事業内容

実施主体は、ひきこもり状態にある本人やその家族が、支援機関を安心して利用し、それぞれの状況に応じた支援を受けられるよう、SNSやビデオ通話等の利用環境を整備し、オンラインによる本人の居場所づくりやその家族同士の交流の場づくり、当事者(ピアサポーター)等による支援を実施する。

主に、次のような取組が考えられるが、それぞれの取組を組み合わせて実施しても差し支えない。

ア ひきこもり状態にある本人同士を繋ぐ居場所づくり

実施主体は、SNSやビデオ通話等を活用して、ひきこもり状態にある本人同士が集まれる居場所を設置する。

オンラインでの居場所づくりは、対面での居場所づくり同様、ひきこもり状態にある本人が社会参加をするための第一歩となるものである。加えて、在宅でも参加可能であることから、これまで支援に繋がっていなかった者の新たな参加が期待される。ひきこもり状態にある者は多様であるため、年齢層や性別ごとの集まりや、意見交換会やグループワークを目的とする集まりを設けるなど、各人が参加しやすいように多様な居場所づくりに配慮すること。

また、ひきこもり経験者をコーディネーターとして配置するなど、当事者(ピアサポーター)等との関わりを得やすいものとなるよう配慮し、参加・相談しやすい環境を整えること。

イ ひきこもり状態にある者の家族同士を繋ぐ交流の場の設置

実施主体は、SNSやビデオ通話等を活用して、ひきこもり状態にある者の 家族同士が集まれる交流の場を設置する。

また、ひきこもり支援の経験がある家族等をコーディネーターとして配置するなど、当事者等との関わりを得やすいものとなるよう配慮し、参加・相談しやすい環境を整えること。

ウ ひきこもり状態にある本人やそのご家族と、ひきこもり経験者やその家族を 繋ぐ相談支援の実施

実施主体は、ひきこもり状態にある本人やその家族が抱える孤立感や社会参加に関する課題の解決に向けて、SNSやビデオ通話等を活用した、ひきこもり経験者やその家族等による相談支援を実施する。

(iv) 実施上の留意事項

ア いずれの取組においても、電子機器の操作に関する問い合わせ先を設ける等、 SNSやビデオ通話等の操作に不慣れな者に対する配慮を行うこと。

イ 本事業は、SNSやビデオ通話等の利用環境を整備し、オンラインによる本人やその家族同士の場づくりや当事者(ピアサポーター)等による支援を実施するものであるが、ひきこもりサポート事業等による居場所づくりも合わせて実施するなど、支援対象者である本人やそのご家族個々のニーズに配慮した多様な社会参加の場の確保に努めること。

(6) 市町村プラットフォーム設置・運営支援事業

(i)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響のなか、市町村(特別区を含む。以下同じ。)における就職氷河期世代支援の取組について、多様な関係機関との連携の下で社会参加に向けた支援が着実に実施されるよう、都道府県が、市町村の実施する市町村プラットフォームの設置・運営を支援することを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

都道府県は、管内の市町村プラットフォームの設置・運営を促進するため、地域の実情に応じ、次に掲げる内容の全部又は一部を選択して実施すること。

- ア 市町村や関係者に対する、市町村プラットフォームの趣旨・目的や設置・運 営手法に関する研修会や合同説明会、個別相談等の実施
- イ 市町村プラットフォームの設置事例や活用事例等の共有
- ウ 市町村プラットフォームの設置・運営に係る関係者間の調整に対する支援
- エ 複数市町村における広域での市町村プラットフォーム設置・運営に係る調整
- オ その他、市町村プラットフォームの設置・運営に向けた支援

(iv) 実施上の留意事項

- ア 事業実施に当たっては、都道府県の労働部局や都道府県労働局との連携を図 り、都道府県プラットフォームの協力が得られるように努めること。
- イ 事業の全部を委託する場合であっても、実施主体である都道府県が、管内市 町村への働きかけ及び支援を主体的に実施すること。

(7) 中核機関等の相談支援・体制整備におけるオンライン活用推進事業

(i)目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備を推進することを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村(特別区を含む。以下同じ。) に対して補助することにより、市町村に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人 その他の都道府県及び市町村が適当と認める民間団体に、都道府県及び市町村が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

中核機関等において実施する相談支援やチーム支援、協議会開催などの取組について、オンラインの活用を推進し、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける各種関係機関の連携を強化する。

(8) 条件不利地域での体制整備に向けた都道府県・市町村の共同・連携推進事業

(i)目的

本事業は、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制の構築を図り、また新型コロナウイルス感染症発生下においても確実な支援が実施できるよう、山間部や島しょ部等地理的条件等が厳しく、単独では取組が難しい市町村(以下、「条件不利地域」とする。)について、都道府県と市町村の共同・連携を進めることで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定を推進することを目的とする。

(ii) 補助対象者

都道府県は、本事業を自ら実施するほか、市町村(特別区を含む。以下同じ。) に対して補助することにより、市町村に本事業を実施させることができる。

また、都道府県及び市町村は、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人 その他の都道府県及び市町村が適当と認める民間団体に、都道府県及び市町村が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

(iii) 事業内容

中核機関の整備や機能充実、市町村計画の策定など権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を目的とし条件不利地域を対象とした取組について、都道府県 及び市町村間で調整した上で、両者の共同又は連携にて各種取組を実施する。

(iv) 実施上の留意点

条件不利地域は、以下のいずれかに該当する市町村とする。

- ①過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)
- ②山村振興法(昭和40年法律第64号)
- ③離島振興法(昭和28年法律第72号)
- ④半島振興法(昭和60年法律第63号)
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)
- ⑦沖縄振興特別措置法(第14条法律第14号)

4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内 で補助するものとする。